

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

平成 29 年 6 月 30 日

京都府知事 様



提出者 日立マクセル株式会社 京都事業所

住 所 京都府乙訓郡大山崎町小泉1番地

氏 名 事業所長 小野寺 修
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-956-4141

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日立マクセル株式会社 京都事業所
事業場の所在地	京都府乙訓郡大山崎町小泉1番地
計画期間	平成29年4月1日～30年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	電気機械器具製造業
② 事業の規模	資本金(122億円)
③ 従業員数	法人(1,911人) 京都事業所(993人)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図)				
別紙参照				
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（平成28年度）実績】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	電解液洗浄廃液	廃棄用試薬品
	排出量	86.79 t	3.775 t	0.548 t
	(これまでに実施した取組) 工法、製造工程改善、梱包、包装材の削減、ユニット化等 (1) 廃液の削減ならびに再生洗浄液としての再利用			
② 計画	【目標】			
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	電解液洗浄廃液	廃棄用試薬品
	排出量	68.86 t	3.775 t	0.548 t
	(今後実施する予定の取組) (1) 現状対応の徹底 (2) 有価物への転換推進			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項				
① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 引火性廃油の再資源化(蒸留、燃料化)と、危険物としての安全管理に努めています。			
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状取り組み維持と、更なる危険物取扱い管理推進。			

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理 産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理 産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理 産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 特別管理 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】		
	特別管理 産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理 産業廃棄物の量	t	t

	自ら中間処理により減量する 特別管理 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理 産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし		
②計画	【目標】		
	特別管理 産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分 を行う 特別管理 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（平成28 年度）【実績】			
	特別管理 産業廃棄物の種類	引火性廃油	電解液洗浄廃液	廃棄用試薬 品
	全処理委託量	86.79 t	3.775 t	0.548 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	86.79 t	3.775 t	0.548 t
	再生利用業者への 処理委託量	18.89 t	0 t	0 t

	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) (1) 引火性廃油 ① 蒸留装置で溶剤分回収 (溶剤として販売)		

(第5面)

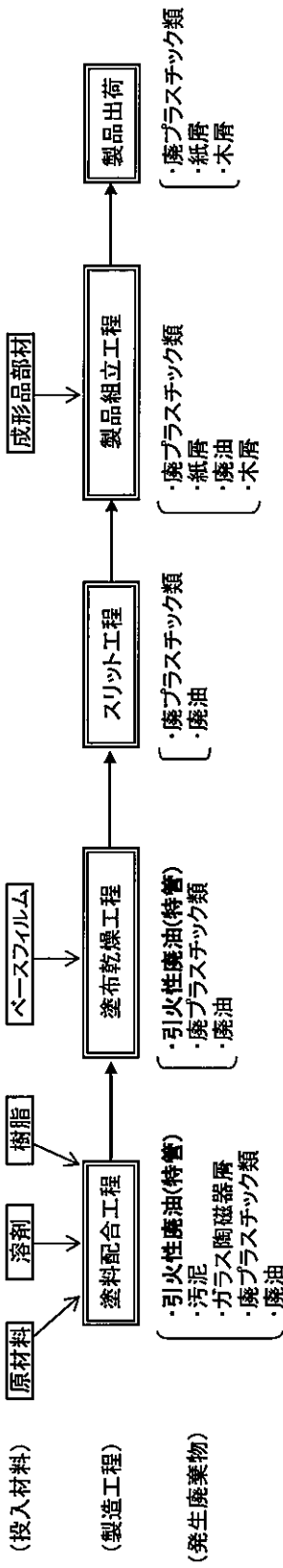
②計画	【目標】			
	特別管理 産業廃棄物の種類	引火性廃油	電解液洗浄廃液	廃棄用試薬 品
	全 処 理 委 託 量	68.86 t	3.775 t	0.548 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	68.86 t	3.775 t	0.548 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	11.5 t	0 t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託業者について、定期的に現地実査調査をして当社のチェックリストに基づき評価。契約の継続可否判断。 ・環境活動方針ならびにCSR報告書を以って環境活動推進に協力要請。 ・廃棄物についての社内教育 (9月度予定) ・有価物への転換の推進 引火性廃油の一部を有価物へ順次転換する。 『平成29度も継続して実施する』 ・尚、本年度4月度より、磁気テープ生産停止に伴う引火性廃棄物の減少が見込まれる。 			
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託料を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

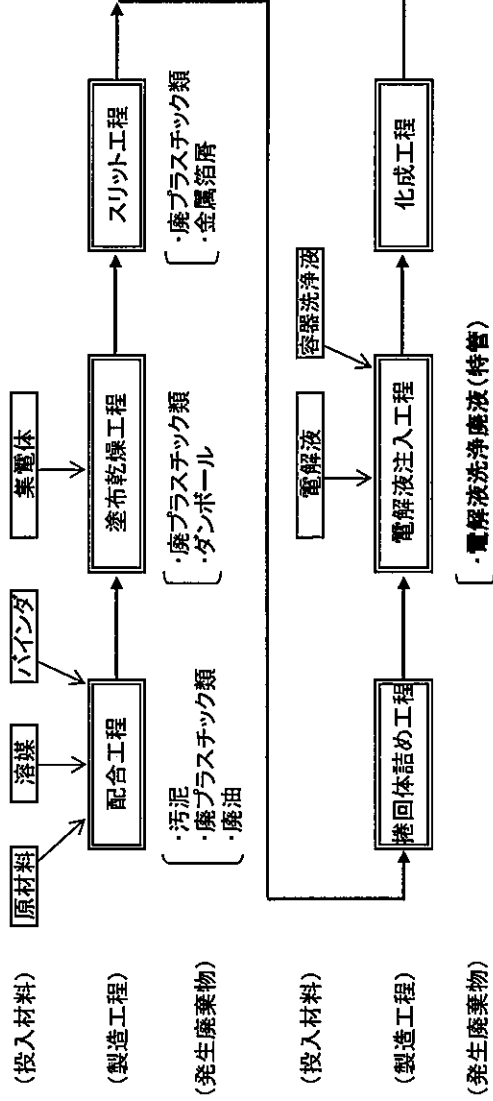
(磁気テープ) 製造工程廃棄物発生フロー図

別紙 ④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程2016.6

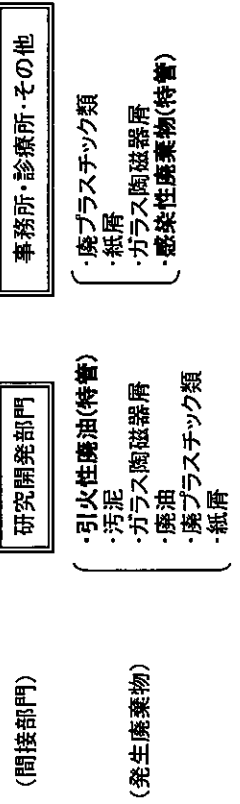


(2次電池) 製造工程廃棄物発生フロー図

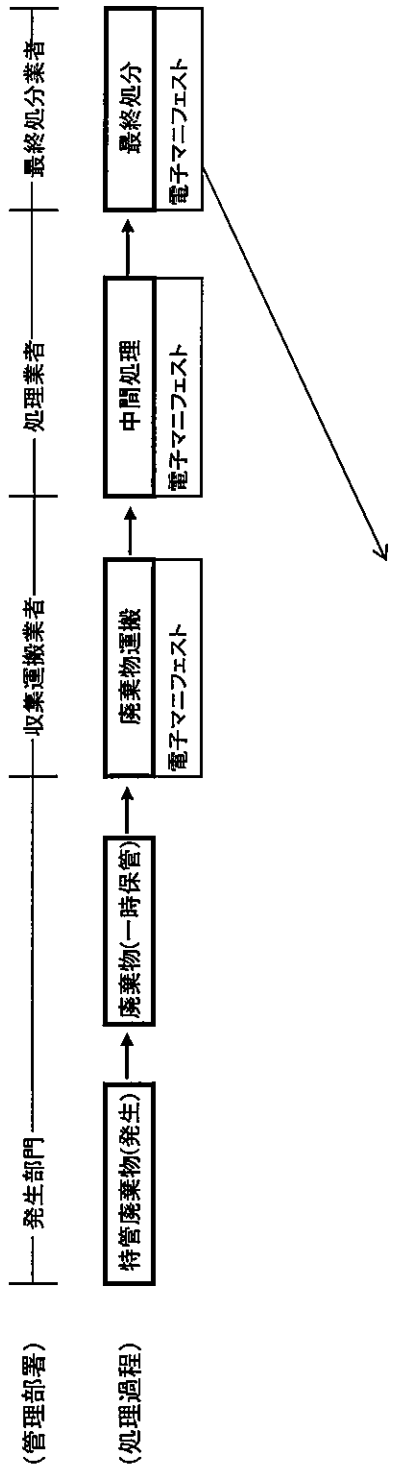
☆発生した廃棄物については、全て許可業者による委託処理



(間接部門) 廃棄物発生図



廃棄物処理管理図



京都事業所 環境管理課
・電子マニフェストの交付及び管理

環境管理課の役割

- (1) 廃棄物処理業者との処理委託契約
- (2) 処理場の現地視察
- (3) 電子マニフェストの交付及び管理業務
- (4) 廃棄物の数量管理、処理の適正状況
- (5) 委託物の処理費用請求額の確認
- (6) 届出業務